

不当な雇用契約・労働契約法違反！！ 公正な裁判で 未払い賃金の早期解決を



日本ヘレンケラー財団は法律に従い、
未払い賃金を支払ってください！！

給与規則を大きく下回る不当な雇用契約について、団体交渉をしましたが、労使間の正常かつ対等な話し合いが困難で、一向に進展せず放置されています。

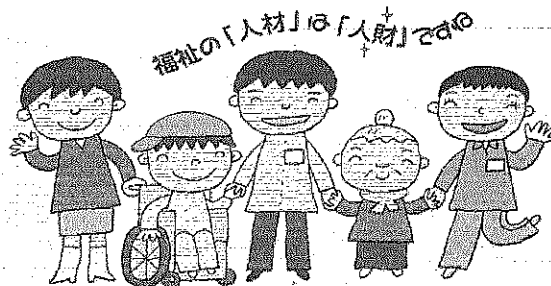
この深刻な現状を打開するため、該当する職員全員の救済をめざし、大阪地裁に未払い賃金の支払い等を求める裁判を起こしました。

泉大津労働基準監督署が11月12日、日本ヘレンケラー財団(理事長)に、行政指導をおこない、申告した私たちの差額未払い賃金の支払いを命じ、あわせて、残業手当の支払いを命じています。

働くルールの確立で 障害者支援の向上を

福祉労働者の人権が守れずして、障害者の人権も家族の人権も守れません。福祉労働者が疲弊し、当たり前の権利さえ失われているなかで、障害者と向き合い、支援を充実させようと思っても、限界がありません。

働くルールの確立が早急に求められます。私たちは、職場の民主化が今後の日本ヘレンケラー財団の発展につながると確信しています。



社会福祉法人 日本ヘレンケラー財団(概要)

日本ヘレンケラー財団は、社会福祉事業等をおこなうことを目的等とする社会福祉法人で、大阪市・和泉市・阪南市において障害者支援施設や地域生活支援センター等の施設を運営しています。400名規模の職員が働き、おもに障害者の方への生活支援をしています。

不当な労働者処遇の改善と職場の民主化を求め、 日本ヘレンケラー財団分会を結成しました

赤字ではないのに赤字を理由に給与・賞与カットされた。給与規定と雇用契約が違っている。突然の定期昇給中止。サービス残業は当たり前、安全衛生委員会がきちんと設置されていない。パワハラなども横行していく。法人本部も施設長も改善しようとしめない。労働者への説明・協議・合意なく、大切な就業規則、賃金・労働条件が変えられてしまう。「おかしい。」と誰もが疑問に思う。労働者として声をあげると、不当な人事異動・配転がなされる。誰も声を上げられず、意欲をもって働き続けることが困難になっていく。悩みながらも働き続け、退職する職員、メンタル疾患を患い休職する者も出る。このような法人を何とかしなければならぬ・・・。

福祉労働者・障害者・家族の権利を守りたい

福祉保育労日本ヘレンケラー財団分会は、この不当な状況を一刻も早く改善し告発するため、労働者が立ち上がりました。組合員は、法人本部や施設からにらまれ、不当な扱いがさらに増すことも予想されましたが、福祉労働者の権利と障害者・家族の権利を守るため、覚悟を決めて2014年2月に労働組合を結成しました。